

## 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 災害等廃棄物処理事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 補助金は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137条）第22条の規定による災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別に定める災害その他の事由により被害を受けた市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に定める特別区並びに第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う災害等廃棄物処理事業（以下「補助事業」という。）とする。

### (交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、様式第1号による「災害等廃棄物処理事業費補助金補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、補助対象事業費に係る実支出額と総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算定された事業ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第5条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別途指示する期日までに様式第2号による交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」とい

う。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (変更交付申請)

第6条 市町村は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3号による変更交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の変更申請を行う場合において準用する。

#### (交付の決定)

第7条 環境大臣は、第5条又は第6条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式第4号による交付決定通知書を市町村に送付するものとする。

2 第5条又は第6条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 環境大臣は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、そのする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### (精算交付申請)

第8条 市町村は、補助事業の完了後に補助金の交付を受けようとするときは、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は各年度3月末日のいずれか早い日までに様式第5号による精算交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

#### (交付の条件)

第9条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

一 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第6号による計画変更承認申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条の手続きによるものとする。

ア 別表に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

二 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第7号による中止(廃止)承認申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

三 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難

となった場合には、速やかに様式第8号による遅延報告書を環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合はこの限りでない。

四 補助事業の遂行及び収支の状況について、環境大臣の要求があったときは速やかに様式第9号による遂行状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。

五 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併等により市町村の名称又は住所の変更が生じたときには、遅滞なく環境大臣に報告しなければならない。

六 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、環境大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

七 環境大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、市町村に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

八 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10号による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに環境大臣に報告しなければならない。環境大臣は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間日数に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第12条第3項の規定により当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

（申請の取下げ）

第10条 市町村は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって環境大臣に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第11条 環境大臣は、第9条第4号の規定による報告書に基づき、市町村が法令等、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、市町村に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

- 2 環境大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するために必要があるときは、市町村に対して報告を求め、又はその職員に市町村に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実績報告)

- 第12条 市町村は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに様式第11号による事業実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度4月30日までに様式第12号による年度終了実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。
  - 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第5条第2項ただし書（第6条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第13条 環境大臣は、第8条の申請を受けた場合には、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行うとともに補助金の額を確定して、様式第13号による交付決定及び確定通知書により市町村に通知するものとする。
- 2 環境大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第14号による交付額確定通知書により市町村に通知するものとする。
  - 3 環境大臣は、市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
  - 4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とする。ただし、市町村が補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難い場合には、額の確定通知の日から90日以内とすることができる。
  - 5 環境大臣は、前項の返還期間内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 14 条 補助金は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、環境大臣が必要があると認める場合であって、財務大臣との協議が整った場合には、概算払をすることができる。

2 市町村は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 15 号による精算（概算）払請求書を官署支出官に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 環境大臣は、第 9 条第 2 号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取消すことができる。

一 市町村が、法令等若しくはこの要綱に基づく環境大臣の指示等に従わない場合

二 市町村が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 市町村が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業を遂行することができない場合（市町村の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 環境大臣は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第 17 条第 1 項に基づく交付決定の取消しである場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 13 条第 4 項（ただし書きを除く。）及び第 5 項の規定を準用する。

(電子情報処理組織による申請等)

第 16 条 補助事業者は、第 5 条第 1 項の規定に基づく交付の申請、第 6 条第 1 項の規定に基づく変更交付申請、第 8 条に基づく精算交付申請、第 9 条第 1 号の規定に基づく計画変更の申請、第 9 条第 2 号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第 9 条第 3 号の規定に基づく事業遅延の報告、第 9 条第 4 号の規定に基づく状況報告、第 9 条第 5 号の規定に基づく名称等の変更報告、第 9 条第 8 号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第 10 条の規定に基づく申請の取下げ、第 12 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく実績報告、又は第 14 条第 2 項の規定に基づく支払請求（以下、「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第 26 条の 2 及び 3 の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第 17 条 環境大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(その他)

第 18 条 特別な事情により、この要綱に定める算定方法及び手続等によることができない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省環境再生・資源循環局長が別途定める。

(附則)

- 1 この要綱は平成 28 年 1 月 26 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、改正後の規定を適用する。

(附則)

- 1 この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、改正後の規定を適用する。